

第22期 第2回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和3年6月21日(月) 13:55~14:54

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 10名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課	4名
福岡県農林水産部水産局水産振興課	2名
福岡県筑前海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県水産海洋技術センター	1名
福岡県漁業協同組合連合会	2名

5. 議題及び議決内容

(1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料1に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員: 努力量や漁獲量の数字が設定されているが、その年の魚群の来遊状況により、操業日数や漁獲量は変動するので、実際に設定された数値を大幅に上回った場合に、罰則や指導等があるのか

水産振興課: 操業日数は過去5カ年の平均値で、これを超えることによる罰則はない

(審議結果)

原案のとおり指針の一部を改正することが適当である旨を答申することとなった

(2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について(諮問)

(説明)

水産振興課から資料2に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員: 「まさば及びごまさば」の漁獲量は過去の実績では500~1800トンの範囲で変動しているが、現行水準の目安数量585トンを超えることもあり得るので、水準を超えた場合に弾力的に対応していただくよう国と協議していただきたい

委員: まき網は「まさば及びごまさば」だけを獲っているわけではないので、国の方に現場の実態をよく説明した上で進めていただきたい

(審議結果)

原案のとおり告示数量を承認する旨を答申することとなった

(3) 福岡県資源管理指針の一部改正について(協議)

(説明)

水産振興課から資料3に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおり指針の一部を改正することが適当である旨を回答することとなった

(4) 令和3年下期土石採取計画について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

従来どおり「漁業に対する影響を最小限にするよう十分留意していただきたい」という意見をつけて、計画を承認した

(5) 潜水器漁業の新規着業について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

「他の漁業に支障を及ぼさないこと」という意見をつけて、新規着業を承認した

(6) 第22期第1回響灘連合海区漁業調整委員会について(協議)

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

特になし

(審議結果)

原案のとおりの方針で、響灘連合海区漁業調整委員会に臨むこととなった

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について(協議)

(説明)

事務局から資料7に基づき、説明がなされた

(主な審議や意見)

委員：毎年、同じような要望を上げているが、要望を上げた後の進捗についても、今後報告して欲しい

事務局：今後、整理し、委員会で報告したい

(審議結果)

原案のとおり議題を提出することとなった

(8) その他

特になし